外国人登録制度が廃止され

新しい在留管理制度が始まります！

7月9日スタート

7月9日から新しい在留管理制度が始まります。これに伴い、今お持ちの外国人登録証が、特別永住者の方は市町村で、それ以外の在留資格の方は入国管理局で、順次在留カードに変更されます。

なお、現在の外国人登録証が、一定期間在留カードとみなされますので、すぐに切り替えをする必要はありません。

外国人住民の方の利便性がこんなに向上します!

1. 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票の写しなど）が、発行可能になります。

2. 住所変更の届け出により、同時に国民健康保険などの届け出があったとみなされ、従来に比べて届け出の簡素化が図られます。

3. 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届け出が地方入国管理局のみへの届け出で済みます。

◆外国人住民の住民基本台帳制度 Q&A

Q1 現在日本に在留している外国人は、何か手続きをしないと住民票は作成されないのですか？

A1 一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原票に基づき仮住民票を作成しますので、外国人登録の手続きは正確に行ってください。

Q2 新しい制度では、引越しをしたときには、外国人も転出の届け出が必要になるって本当ですか？

A2 新制度では日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明書を添えて転入届をすることになります。

■問い合わせ先　市民保険課 市民班　☎53−3126

広告主募集中！詳細は総務課 ☎53−3112まで

地域づくり支援員の

まかせちょ記

はじめまして。今年の1月から『地域づくり支援員』として、物部町久保・大西・南池の3地区を担当している藤田竜也です。

地域づくり支援員は市の非常勤職員で、私は物部支所で勤務しています。主に、地域の皆さんと協力して、集落維持や地域活性化に関わる活動を行っています。

具体的には、担当地区の住民の方から困ったことや、やってもらいたいことの相談を受け、人口減少や高齢化のために手の行き届かなくなった水源地の管理や、草刈等の作業を『お助けマン』的な存在でお手伝いをさせてもらっています。

その他にも、地域間交流や、他地域からの移住を促進する為の空き家調査や移住希望者の紹介等の業務も行っています。私自身も、担当地区の大西集落に、3年前に香北町から移住しています。今では家族5人とネコ・ニワトリ・ウサギたちと、にぎやかで豊かな自然の中、日々幸せを感じながら暮らしています。

最近、大西集落には新しく2名が移住し、さらに活気づいてきています。

しかしながら、山で暮らすことは、働く先が無いために収入面や、移動手段としての交通面等の問題もあり、そう簡単にできるものではありません。そんな時こそ、地域の皆さんに助けや知恵をお借りし、また、移住者同士で協力し助け合う『人づきあい』が大切だと思います。

人口減少に悩む地域に少しでも力になれるように、皆さんのお手伝いをさせてもらいます。

■問い合わせ先
まちづくり推進課　☎53−1061

みんなで 介護予防活動
集まっています

このコーナーでは、介護予防活動のひとつとして、市内の各地区で行われている"集い"を紹介しています。

今まで健康介護支援課の取材を受けたことのない"集い"をされている方は、ぜひご一報ください。

その⑩ 香長遊和会

みんな和気あいあいとしており、仲が良いです。みんなが協力し合い、そしてやる気まんまんです。

日時 毎月第2金曜日
場所 香長コミュニティセンター（土佐山田町）
内容 香美はつらつ体操、昼食会

【問い合わせ先】
健康介護支援課 保健支援班
☎52−9282

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員をご存じですか？6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。当日は、**全国一斉特設人権相談所**を開設します。時間・場所およびその他の特設相談日は、市民カレンダーをご覧ください。

四国一斉12時間電話相談

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、12時間電話相談を実施します。

■期間 6月1日(金)9時～21時
■相談先 0120−459−737（しこく なやみなし）
■取扱内容
差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭および近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談。
※相談無料、秘密は厳守します。

香美市の人権擁護委員
◆土佐山田町担当
井上俊一・高橋梅尾
福島勇二・前田隆明
村田珠美
◆香北町担当
黒岩　徹・上村善和
◆物部町担当
岩越美代・爲近初男

【問い合わせ先】
高知地方法務局香美支局
☎52−3049